

住民自治協議会・自治会への活動支援一覧



令和7年9月

住民自治協議会・自治会への活動支援 もくじ

1. 防災・地域安全のこと

ページ 番号	事業の名称	対象団体		担当課
		住民自治 協議会	自治会	
1-1	コミュニティ助成事業補助金 (地域防災組織育成事業の内、自主防災組織育成助成事業)	○	○	防災対策課
1-2	松阪市地域防災活動推進助成金 地域防災活動費	○		
1-3	松阪市地域防災活動推進助成金 防災に関する資格取得費	○	○	
1-4	松阪市地域防災活動推進助成金 防災資機材初期配備費		○	
1-5	松阪市地域防災活動推進助成金 防災資機材整備費		○	
1-6	防犯カメラ設置補助金		○	地域安全対策課

2. 地域づくりに関すること

ページ 番号	事業の名称	対象団体		担当課
		住民自治 協議会	自治会	
2-1	コミュニティ助成事業 (1)一般コミュニティ助成事業	○	○	地域づくり連携課
2-2	コミュニティ助成事業 (2)コミュニティセンター助成事業	○	○	
2-3	地区集会所建設補助金		○	
2-4	【飯南管内】イベント等備品貸出し	○	○	【飯南】地域振興課
2-5	松阪市中山間地域活性化事業補助金	○		【飯高】地域振興課
2-6	【飯高管内】イベント備品貸出し	○	○	
2-7	公用車貸出し	○	○	財務課
2-8	コミュニティ交通運行事業補助金	○	○	商工政策課

3. 清掃・ごみ・リサイクルのこと

ページ 番号	事業の名称	対象団体		担当課
		住民自治 協議会	自治会	
3-1	廃棄物集積所設置補助金		○	清掃事業課
3-2	資源物集団回収活動補助金	○	○	
3-3	松阪市ごみ拾いボランティア用ごみ袋の無料配布	○	○	
3-4	不法投棄禁止・持ち去り禁止看板の無料配布		○	
3-5	自治会清掃活動におけるごみ収集支援	○	○	
3-6	【松名瀬海岸】川と海のクリーン大作戦(保険加入)	○	○	建設総務課
3-7	【松名瀬海岸】川と海のクリーン大作戦(物品貸出し)	○	○	
3-8	草刈作業に伴う物品の提供及び貸出し(河川・排水路・道路)	○	○	建設保全課
3-9	草刈作業に伴う物品の提供(都市公園)	○	○	土木課

4.農業・農地に関すること

ページ 番号	事業の名称	対象団体		担当課
		住民自治 協議会	自治会	
4-1	有害鳥獣防護柵設置補助金		○	農水振興課
4-2	特定有害鳥獣(ニホンザル)対策事業費		○	
4-3	農業農村整備支援用原材料等支給	○	○	農村整備課
4-4	小規模土地改良事業補助金	○	○	

5.都市計画に関すること

ページ 番号	事業の名称	対象団体		担当課
		住民自治 協議会	自治会	
5-1	松阪市歴史的まちなみ等修景整備事業補助金		○	都市計画課

6.福祉に関すること

ページ 番号	事業の名称	対象団体		担当課
		住民自治 協議会	自治会	
6-1	敬老事業用名簿提供	○		高齢者支援課
6-2	学童期の子どもたちへの料理教室	○		健康づくり課
6-3	健康づくりお届け便	○		
6-4	「健康カルテ(地区毎の健康データのまとめ)」を活用した保健事業の展開	○		
6-5	市内で開催するイベント等でのAEDの貸出し	○	○	
6-6	母子健康教育	○		こども家庭センター

7.スポーツに関すること

ページ 番号	事業の名称	対象団体		担当課
		住民自治 協議会	自治会	
7-1	体育備品貸出し	○	○	スポーツ課

留意事項

・本冊子は、令和7年9月時点の情報を記載しております。事業によっては既に申請・募集を締め切っている場合があります。あらかじめご了承ください。
・各事業についてのお問い合わせは、「申請・問合せ先」欄に記載の担当課へお願いします。

支援の種類	事業の名称 コミュニティ助成事業補助金 (地域防災組織育成事業の内、自主防災組織育成助成事業)	対象団体	
財政的支援		住民自治協議会	自治会
担当課		○	○
防災対策課			

目的 (概要)	宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業		
補助対象 (条件)	■対象団体 市が認める自主防災組織 ■助成の対象 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	■補助金対象経費 自主防災組織等が実施する地域の防災活動に必要な設備整備に要する経費 ※対象とならないもの 施設の建設及び消耗品の購入に係る経費については、補助対象外とする。		
募集時期	毎年8月末から9月中旬ごろ、次年度事業実施希望分を募集		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	次年度4月1日以降の交付決定後～翌年1月末まで (目安)		
支援上限額	30万円から200万円まで		
補助率	助成対象額全額 ※ただし ・助成対象金額が30万円以上200万円までが対象 ・10万単位で端数切捨て		
申請方法	提出書類：コミュニティ助成事業助成申請書・必要書類 提出先：防災対策課 提出方法：郵送または窓口へ提出		
申請書類の入手方法	市HPでのダウンロード	×	ダウンロード先 (一般財団法人 自治総合センター) https://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity
	その他入手方法	防災対策課	
備考			

申請・問合せ先	防災対策課 (TEL:53-4034)
---------	---------------------

支援の種類	事業の名称 松阪市地域防災活動推進助成金 地域防災活動費	対象団体	
財政的支援		住民自治協議会	自治会
担当課			
防災対策課		○	

目的（概要）	住民自治協議会等が行う地域防災活動の経費の一部を補助することにより、防災意識の高揚を図るとともに、災害時における迅速かつ適切な広域的自主防災活動の向上を図ることを目的とする。		
補助対象（条件）	■対象団体 各住民自治協議会 ■助成の対象 防災訓練等に係る経費 ■申請の制限 各年度2回限り		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	■助成金対象経費 防災訓練等に係る経費。 消耗品費、燃料費、食料費（炊き出し訓練に係るものに限る。）、印刷製本費、講師謝金、その他市長が特に必要と認めるもの ※対象とならないもの 単価金額（/個）が1万円以上の物品については「備品」と考えられることから、原則対象外とする。（ただし、消耗品としての性質が認められる場合はこの限りではない）		
募集時期	通年		
事業実施期間 （利用決定後の制度 適用期間）	毎年4月1日以降の交付決定後～翌年3月31日まで		
支援上限額	助成対象額の2分の1（当該額が4万円を超えるときは4万円を上限とする。） ※ただし、住民自治協議会内自治会数を10で除した数値が1.0を超える場合は、4万円に当該数値を乗じた金額を上限とする。		
補助率	助成対象額の2分の1		
申請方法	提出書類：地域防災活動推進助成金交付申請書・必要書類 提出先：防災対策課・各地域振興局地域振興課 提出方法：郵送または窓口へ提出		
申請書類の入手方法	市HPでの ダウンロード	○	ダウンロード先 https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/bousai/jisyubou.html
	その他 入手方法	防災対策課及び各地域振興局地域振興課の窓口（紙媒体）	
備考			

申請・問合せ先	防災対策課（TEL:53-4034）
---------	--------------------

支援の種類	事業の名称 松阪市地域防災活動推進助成金 防災に関する資格取得費	対象団体	
財政的支援		住民自治協議会	自治会
担当課		○	○
防災対策課			

目的（概要）	住民自治協議会等が行う地域防災活動の経費の一部を補助することにより、防災意識の高揚を図るとともに、災害時における迅速かつ適切な広域的自主防災活動の向上を図ることを目的とする。		
補助対象（条件）	■対象団体 各住民自治協議会、各自主防災組織 ■助成の対象 防災に係る資格（防災士・危機管理士等）を取得するために受講した研修講座に係る経費 ■申請の制限 各年度2人以内		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	■助成金対象経費 防災に係る資格（防災士・危機管理士等）を取得するために受講した研修講座に係る経費（研修・講座受講料、資格取得試験受講料及び資格認証登録料とし、講座受講に係る旅費、宿泊費、飲料費等を除く。） ※対象とならないもの 資格取得に係る旅費（交通費）、宿泊費、飲料費など		
募集時期	通年		
事業実施期間 （利用決定後の制度 適用期間）	毎年4月1日以降の交付決定後～翌年3月31日まで		
支援上限額	資格を取得した者1人につき、助成対象となる研修講座受講料等の2分の1（当該額が3万円を超えるときは3万円を上限とする。）		
補助率	資格を取得した者1人につき、助成対象となる研修講座受講料等の2分の1		
申請方法	提出書類：地域防災活動推進助成金交付申請書・必要書類 提出先：防災対策課・各地域振興局地域振興課 提出方法：郵送または窓口へ提出		
申請書類の入手方法	市HPでのダウンロード	○	ダウンロード先 https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/bousai/jisyubou.html
	その他入手方法	防災対策課及び各地域振興局地域振興課の窓口（紙媒体）	
備考			

申請・問合せ先	防災対策課（TEL:53-4034）
---------	--------------------

支援の種類
財政的支援
担当課
防災対策課

事業の名称
松阪市地域防災活動推進助成金 防災資機材初期配備費

対象団体
住民自治協議会 自治会
○

目的（概要）	住民自治協議会等が行う地域防災活動の経費の一部を補助することにより、防災意識の高揚を図るとともに、災害時における迅速かつ適切な広域的自主防災活動の向上を図ることを目的とする。		
補助対象（条件）	■対象団体 自主防災組織（住民自治協議会内の単位自治会を基礎とし、自主防災組織を発足する自治会） ■助成の対象 自主防災組織発足時に必要な防災資機材の取得に要する経費 ■申請の制限 住民自治協議会内の単位自治会を基礎とした自主防災組織を対象として、これまで防災資機材整備について市から補助金の交付を受けていない自主防災組織に限り、1回を限度として交付		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	■助成金対象経費 自主防災組織発足時に必要な防災資機材の取得に要する経費 ※対象とならないもの ・倉庫、収納庫、物置など収納目的で購入するもの ・災害用備蓄品（非常食、非常用飲料水、非常用排便収納袋、救急セットなど） ・防災倉庫や消防倉庫など既存の消防設備、防災設備に関する設置、改修、修繕費用 ・ゴミ袋、ティッシュ、トイレットペーパーなどの日用品を兼ねる備蓄品の購入費用 ・車両や個人宅へ配備する備品（無線機など）		
募集時期	通年		
事業実施期間 （利用決定後の制度 適用期間）	毎年4月1日以降の交付決定後～翌年3月31日まで		
支援上限額	助成対象額に相当する額。（当該額が30万円を超えるときは30万円を上限とする。）		
補助率	助成対象金額に相当する額		
申請方法	提出書類：地域防災活動推進助成金交付申請書・必要書類 提出先：防災対策課・各地域振興局地域振興課 提出方法：郵送または窓口へ提出		
申請書類の入手方法	市HPでのダウンロード	○	ダウンロード先 https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/bousai/jisyubou.html
	その他入手方法	防災対策課及び各地域振興局地域振興課の窓口（紙媒体）	
備考			

申請・問合せ先	防災対策課（TEL:53-4034）
---------	--------------------

支援の種類
財政的支援
担当課
防災対策課

事業の名称
松阪市地域防災活動推進助成金 防災資機材整備費

対象団体
住民自治協議会
自治会
○

目的（概要）	住民自治協議会等が行う地域防災活動の経費の一部を補助することにより、防災意識の高揚を図るとともに、災害時における迅速かつ適切な広域的自主防災活動の向上を図ることを目的とする。		
補助対象（条件）	■対象団体 自主防災組織（住民自治協議会内の単位自治会を基礎とし、1年以上の防災活動実績がある自主防災組織） ■助成の対象 整備済み防災資機材の修繕及び追加配備に要する経費 ■申請の制限 各年度1回限り		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	■助成金対象経費 ・整備済み防災資機材の修繕及び追加配備に要する経費。 ・5年以上長期保存可能な災害用備蓄品（非常食、非常用飲料水、非常用排便収納袋）の追加配備に要する費用（※購入した備蓄品は一覧にて管理、保管すること） ・自治会の管理する井戸に関する費用 ※対象とならないもの ・倉庫、収納庫、物置などの収納目的で購入するもの ・防災倉庫や消防倉庫など既存の消防設備、防災設備に関する設置、改修、修繕費用 ・ゴミ袋、ティッシュ、トイレットペーパーなどの日用品を兼ねる備蓄品の購入費用 ・車両や個人宅へ配備する備品（無線機など）		
募集時期	通年		
事業実施期間 （利用決定後の制度 適用期間）	毎年4月1日以降の交付決定後～翌年3月31日まで		
支援上限額	助成対象額の2分の1。（当該額が6万円を超えるときは6万円を上限とする。）		
補助率	助成対象額の2分の1		
申請方法	提出書類：地域防災活動推進助成金交付申請書・必要書類 提出先：防災対策課・各地域振興局地域振興課 提出方法：郵送または窓口へ提出		
申請書類の入手方法	市HPでのダウンロード	○	ダウンロード先 https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/bousai/jisyubou.html
	その他入手方法	防災対策課及び各地域振興局地域振興課の窓口（紙媒体）	
備考			

申請・問合せ先	防災対策課（TEL:53-4034）
---------	--------------------

支援の種類
財政的支援
担当課
地域安全対策課

事業の名称
防犯カメラ設置補助金

対象団体	
住民自治協議会	自治会
	○

目的(概要)	町内の防犯などの目的で設置する防犯カメラに対して、補助金を交付する。		
補助対象(条件)	町内において地域の防犯を目的とした防犯カメラを設置する場合、1/2(上限10万円)を補助するもの。 申請は1年に1回のみ。(設置台数は問わず)		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	防犯カメラ本体・看板とそれに付随する工事が対象。 (ランニングコストは対象外)		
募集時期	毎年4月1日～6月末		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	毎年4月1日以降の交付決定後～翌年3月31日まで(予算上限に達し次第終了)		
支援上限額	10万円		
補助率	2分の1		
申請方法	申請書類を冊子として準備している。希望される自治会には郵送でも対応可能。		
申請書類の入手方法	市HPでのダウンロード	○	ダウンロード先 https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/bouhan-anzen/bouhankamera3.html
	その他入手方法	地域安全対策課・各地域振興局にて申請書類を準備。	
備考	申請前に相談をお願いいたします。(予算が執行可能かの確認の為)		

申請・問合せ先	地域安全対策課(TEL:53-4074)
---------	----------------------

支援の種類	事業の名称 コミュニティ助成事業 (1)一般コミュニティ助成事業	対象団体	
財政的支援		住民自治協議会	自治会
担当課		○	○
地域づくり連携課			

目的(概要)	宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品の整備に対して助成を行い地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。		
補助対象(条件)	■対象団体 市が認めるコミュニティ組織 (自治会、町内会、住民自治協議会等) ■対象事業 住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感にもとづく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業。		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に要する経費。 ただし、建築物、消耗品は助成対象外とする。		
募集時期	8月上旬から8月下旬ごろ(次年度事業実施分)		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	交付決定～翌年1月末まで(目安)		
支援上限額	250万円		
補助率	対象事業費から10万円未満の端数を切り捨てた全額 ※ただし、100万円以上の事業を対象とする。		
申請方法	提出書類:コミュニティ助成事業助成申請書・必要書類 提出先:地域づくり連携課 提出方法:郵送または窓口へ提出		
申請書類の入手方法	市HPでの ダウンロード	○	ダウンロード先 https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/tii/kidukuri/commu-jyosei.html
	その他 入手方法	地域づくり連携課及び各地域振興局地域振興課の窓口(紙媒体)	
備考			

申請・問合せ先	地域づくり連携課(TEL:53-4369)
---------	-----------------------

支援の種類
財政的支援
担当課
地域づくり連携課

事業の名称
コミュニティ助成事業 (2)コミュニティセンター助成事業

対象団体	
住民自治協議会	自治会
○	○

目的(概要)	宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な集会施設の整備に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。		
補助対象(条件)	■対象団体 市が認めるコミュニティ組織 (自治会等) ■対象事業 住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設または大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	コミュニティ活動推進のために必要な集会施設の建設または大規模修繕に要する経費とその施設に必要とされる備品の整備(他のコミュニティ助成事業との併用は不可)に要する経費。 ただし、土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用は対象外とする。		
募集時期	8月上旬から8月下旬ごろ(次年度事業実施分)		
事業実施期間 (利用決定後の制度適用期間)	交付決定～翌年1月末まで(目安)		
支援上限額	2,000万円		
補助率	対象となる事業費の5分の3以内		
申請方法	提出書類:コミュニティ助成事業助成申請書・必要書類 提出先:地域づくり連携課及び各地域振興局地域振興課 提出方法:郵送または窓口へ提出		
申請書類の入手方法	市HPでのダウンロード	○	ダウンロード先 https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/tiik_idukuri/commu-jyosei.html
	その他入手方法	地域づくり連携課及び各地域振興局地域振興課の窓口(紙媒体)	
備考			

申請・問合せ先	地域づくり連携課(TEL:53-4369)
---------	-----------------------

支援の種類	事業の名称 地区集会所建設補助金	対象団体	
財政的支援		住民自治協議会	自治会
担当課			
地域づくり連携課			○

目的(概要)	自治会や町内会が所有する集会所の整備を補助することにより、自治会活動の推進を図る。		
補助対象(条件)	(対象となる地区集会所) 延べ建築面積 50 平方メートル以上の建物で、地域の集会を目的として自治会等が所有並びに管理又は運営される建物。 ただし、他の補助金、助成金がある場合は、補助対象事業費から差し引く。		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	【新築】 新築に要した事業費(土地造成・買取費・既存建物撤去工事費・備品購入費・附属設備費は除く)。 【増築・改築・補修・改修】 工事総額が 10 万円以上のもの(土地造成・買取費・既存建物撤去工事費・備品購入費・附属設備費は除く)。 【耐震診断】 ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され完成しており、在来軸組工法・伝統的工法・枠組壁工法のもので、3 階建て以下のもの。 ・三重県木造住宅耐震促進協議会の登録診断員による診断を受けたもの。		
募集時期	毎年 4 月～5 月末(次年度事業実施分が対象)		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	交付決定～翌年 2 月末(目安)		
支援上限額	【新築】 最高限度額…500 万円 【増築・改築・補修・改修】 最高限度額…500 万円 【耐震診断】 最高限度額…4万円		
補助率	【新築】 工事総額の2分の1以内 【増築・改築・補修・改修】 工事総額から 10 万円を控除した額の2分の1以内 【耐震診断】 1棟につき診断料の3分の2以内		
申請方法	地域づくり連携課及び各地域振興局地域振興課の窓口へ提出		
申請書類の入手方法	市 HP での ダウンロード	○	ダウンロード先 https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/tiikidukuri/jiti-shukaisho-hojo.html
	その他 入手方法	地域づくり連携課の窓口	
備考			

申請・問合せ先	地域づくり連携課(TEL:53-4369)
---------	-----------------------

支援の種類
物的支援
担当課
【飯南】地域振興課

事業の名称
【飯南管内】イベント等備品貸出し

対象団体	
住民自治協議会	自治会
○	○

目的(概要)	住民自治協議会や自治会等で行うお祭りなどのイベントに使用できる物品の貸出し。
補助対象(条件)	<p>(ご利用いただける方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民自治協議会、自治会、子ども会、学校、保育園、その他のボランティア団体等で、飯南管内に活動の拠点を有する方 ※民間企業等への貸出しは行っていません。 <p>(貸出区域)</p> <p>飯南管内</p> <p>(申請期間)</p> <p>特に設けていません(※ただし、他の利用者に支障が及ばない範囲であること)</p> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用後は、きれいに清掃し、破損等の有無を確認の上、返却期限までにすみやかに返却してください。 ・営利目的のイベント等への貸出しはできません。
【財政的支援の場合】 支援対象経費	・パイプテント(5.4m×3.6m)7張
【物的支援の場合】 支援物品	・放送設備(ポータブルアンプ、スピーカー、CD デッキ等)
	・折り畳み机(0.45m×1.8m)50脚
	・折り畳みパイプいす(30脚)
募集時期	通年
事業実施期間 (利用決定後の制度適用期間)	貸出申請書に記載の借用期間 ※ただし、他の利用者に支障が及ばない範囲であること。
支援上限額	無料
補助率	-
申請方法	飯南地域振興局来訪にて受付
申請書類の入手方法	市 HP でのダウンロード × ダウンロード先
	その他入手方法 飯南地域振興課より Fax 送信
備考	

申請・問合せ先	飯南地域振興局 地域振興課 (TEL:32-2511)
---------	-----------------------------

支援の種類	事業の名称	対象団体	
財政的支援		住民自治協議会	自治会
担当課		松阪市中山間地域活性化事業補助金	
【飯高】地域振興課		○	

目的(概要)	地域振興又は活性化を図るため、地域住民団体が主体となって行う地域の特性を活かした交流事業に対し補助金を交付する。		
補助対象(条件)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性や歴史・伝統・文化等の地域資源を生かした地域間交流支援事業。 ・地域の特性や歴史・伝統・文化等の地域資源を生かした地域文化継承支援事業。 ・その他中山間地域づくり事業で、市長が必要と認めた支援事業。 		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	1. 宮前フェスティバルに係る経費、ふるさと川俣まつりに係る経費、香肌峡もり夏まつりに係る経費、はぜ夏まつりに係る経費 2. 水を軸とした地域間交流事業に係る経費、荒滝つつじ祭りに係る経費 3. 宮前地区文化祭に係る経費、赤桶ふるさと祭りに係る経費、ふるさと川俣祭りに係る経費、森地区ふるさと祭りに係る経費、波瀬ふるさとまつりに係る経費 4. 清流太鼓の保存及び伝承活動に係る経費 5. 郷土の偉人顕彰事業に係る経費 6. 地域コミュニティの振興及び活性化に係る事業 ただし、以下を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・団体の運営経費に相当する経費 ・団体に属する者の人件費及び食糧費に相当する経費 ・研修費、懇親会費、食糧費、慶弔費、交際費、役員手当、負担金、積立金、備品購入費 		
募集時期	通年		
事業実施期間 (利用決定後の制度適用期間)	毎年4月1日以降の交付決定後～翌年3月31日まで		
支援上限額	1. 75万円 2. 10万円	3. 8万7千円 4. 8万5千円	5. 18万4千円 6. 30万円
補助率	1. 3分の2以内 2. 10分の10	3. 2分の1以内 4. 2分の1以内	5. 10分の10 6. 2分の1以内
申請方法	提出書類:松阪市中山間地域活性化事業補助金交付申請書・必要書類 提出先:飯高地域振興局地域振興課、旧川俣出張所、飯高保健センター、飯高林業総合センター 提出方法:窓口または郵送で紙媒体を提出		
申請書類の入手方法	市HPでのダウンロード	×	ダウンロード先
	その他入手方法	飯高地域振興局地域振興課の窓口(旧川俣出張所・飯高保健センター・飯高林業総合センター)	
備考			
申請・問合せ先	飯高地域振興局地域振興課(TEL:46-7111)		

支援の種類	事業の名称	対象団体	
物的支援		住民自治 協議会	自治会
担当課		○	○
【飯高】地域振興課			

目的(概要)	住民自治協議会や自治会等で行うお祭り、運動会、レクリエーションなどのイベントに使用できる物品の貸出し。		
補助対象(条件)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出区域は原則、飯高管内とする。 ・貸付物品の引渡し、維持、修理及び返納に要する費用は、借受人において負担すること。 ・貸付物品は、転貸しないこと。 ・貸付物品は、使用目的以外の用途に使用しないこと。 ・貸付け後、貸付物品に隠れた瑕疵のあることを発見しても、貸付料の減免又は損害賠償の請求をしないこと。 ・借受人がその責めに帰すべき事由により、貸付物品の全部又は一部を紛失し、又は破損させたときは、原状に回復するか、又は当該紛失又は破損による損害を賠償すること。 ・上記の場合の他、借受人がこの遵守事項に違反して本市に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。 ・貸付物品を貸付期間満了の日までに指定された場所に返納すること。 ・貸付物品の返納に際しては、貸付物品の清掃と点検を行い破損等の異常がある場合は返納時に別にして担当者に報告すること。 		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	<ul style="list-style-type: none"> ・【プロジェクター】1機 ・【イベントテント】大2張、中1張、小2張 ・【発電機】2台 ・【マイクセット】2セット 		
募集時期	通年		
事業実施期間 (利用決定後の制度適用期間)	なし		
支援上限額	無料		
補助率	-		
申請方法	提出書類:物品等借用願 提出先:飯高地域振興局地域振興課、旧川俣出張所、飯高保健センター、 飯高林業総合センター 提出方法:窓口または郵送		
申請書類の入手方法	市HPでのダウンロード	×	ダウンロード先
	その他入手方法	飯高地域振興局地域振興課の窓口(旧川俣出張所・飯高保健センター・飯高林業総合センター)	
備考			

申請・問合せ先	飯高地域振興局地域振興課(TEL:46-7111)
---------	---------------------------

支援の種類	事業の名称 公用車貸出し	対象団体	
物的支援		住民自治協議会	自治会
担当課		○	○
財務課			

目的(概要)	住民自治協議会や自治会等が実施する公益性の高い住民活動等を支援するため、公用車(軽トラック1台、軽ダンプ1台)を市が休日等で使用しないときに限り、無償で貸し出す。		
補助対象(条件)	(対象者) ・自治会 ・住民自治協議会 ・地域において公共又は公益を目的に活動する市民団体及びNPO(非営利活動団体) (貸出用途) ・松阪市内の道路又は水路等の清掃 ・松阪市内で行われる公共及び公益性のある行事 (申請期間) ・使用希望日の前月の初日から使用日の5日前まで		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	市民貸出用公用車(軽ダンプ1台、軽トラック1台)		
募集時期	通年		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	土・日曜日、祝日の午前8時30分から17時まで。(貸出許可書に記載の借用期間) ※ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。		
支援上限額	無料(使用料及び燃料代)		
補助率	-		
申請方法	提出書類:「松阪市公用車貸出申請書兼誓約書」・必要書類 提出先:財務課 提出方法:窓口または郵送 (提出期限は使用日の前月の初日から使用日の5日前まで)		
申請書類の入手方法	市HPでの ダウンロード	○	ダウンロード先 https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/8/3.html
	その他 入手方法	財務課窓口(紙媒体)	
備考	・貸出申請に対し、市から許可書を発行。 ・各地域振興局にて、同様に軽トラック等の公用車の貸し出しを行っている。(申請窓口は各地域振興課)		

申請・問合せ先	財務課(TEL:53-4322)
---------	------------------

支援の種類	事業の名称 コミュニティ交通運行事業補助金	対象団体	
財政的支援		住民自治協議会	自治会
担当課		○	○
商工政策課			

目的(概要)	地域住民が組織する団体が主体となって運営するコミュニティ交通の運行経費に対して補助金を交付し地域公共交通網の形成及び改善を支援することで、地域の特性と実情に応じた移動手段を構築し、地域住民の公共交通機関を利用した移動手段を確保する。		
補助対象(条件)	路線バス及び市が運営するコミュニティバスが運行されていない地域において、補助対象事業者が、運行事業者に委託する場合のコミュニティ交通運行事業に要する経費		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	運行事業者への委託料		
募集時期	通年		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	4月1日以降の交付決定後～翌年3月31日まで		
支援上限額	50万円		
補助率	2分の1		
申請方法	補助金交付申請書および必要書類を、商工政策課の窓口または郵送にて提出		
申請書類の入手方法	市HPでのダウンロード	○	ダウンロード先 https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/community-koutu/community-koutu-hojyokinkoufuseido.html
	その他入手方法	商工政策課窓口	
備考			

申請・問合せ先	商工政策課(53-4184)
---------	----------------

支援の種類	事業の名称 廃棄物集積所設置補助金	対象団体	
財政的支援		住民自治協議会	自治会
担当課			
清掃事業課			○

目的(概要)	自治会その他廃棄物集積所を集団で管理する者が実施する廃棄物集積施設・集積容器の新設又は建替に対して1箇所につき10万円を上限として又、修繕に対して1箇所につき25,000円を上限として、事業費の2分の1を補助する。		
補助対象(条件)	<p>[申請いただける方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会その他廃棄物集積所を集団で管理する者 <p>[申請対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物集積所設置事業に要する経費(新築・建替・修繕(2万円以上)) ・以前に補助金等を受けた集積所においては、7年を経過していること。 <p>[申請期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施年度内(申請から設置、請求書提出まで年度内に完了できる場合に限る。) 		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	<p>①新築・建替 事業に要する経費における補助率2分の1 補助上限額10万円/箇所</p> <p>②修繕 総費用(2万円以上)における補助率2分の1 補助上限額25,000円/箇所</p> <p>③1自治会等あたりの交付額 同一年度内の総額上限20万円</p>		
募集時期	実施年度内(予算がなくなり次第終了)		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	通年		
支援上限額	<p>①新築・建替 事業に要する経費における補助率2分の1 補助上限額10万円/箇所</p> <p>②修繕 総費用(2万円以上)における補助率2分の1 補助上限額25,000円/箇所</p> <p>③1自治会等あたりの交付額 同一年度内の総額上限20万円</p>		
補助率	(①, ②共通)2分の1		
申請方法	清掃事業課及び各地域振興局にて必要書類一式を揃えて事前申請		
申請書類の入手方法	市HPでの ダウンロード	○	ダウンロード先 https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/go/mi-recycle/hojokin.html
	その他 入手方法	清掃事業課、各地域振興局の窓口	
備考	申請前に一度ご相談ください。(収集箇所及び申請条件などの確認の為)		

申請・問合せ先	清掃事業課(TEL:53-4470)
---------	--------------------

支援の種類	事業の名称 資源物集団回収活動補助金	対象団体	
財政的支援		住民自治協議会	自治会
担当課		○	○
清掃事業課			

目的(概要)	家庭から排出される再生利用可能な資源物の集団回収活動に対し、回収実績に応じて補助金を交付しごみの減量化と資源化を促進する。		
補助対象(条件)	<p>[申請いただける方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における住民をもって構成し、営利を目的としない子ども会、PTA、婦人会、老人会、自治会等の団体のうち、登録を行った実施団体 <p>[申請対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の家庭から排出される古紙類、ビン類、古着類の有価物として再利用が可能な資源物 <p>[申請条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施団体が登録後の活動として資源物集団回収活動が自らの手で行われ、再生資源を取り扱う業者に引き渡していること <p>[申請期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月から6月までの分は7月末日までに、7月から12月までの分は1月末日、ただし、1月から3月までの実績のあるものは、その年度内に申請することができる。 		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	紙類・布類 3円/kg ビン類 3円/本		
募集時期	1月から6月までの分は7月末日までに、7月から12月までの分は1月末日。ただし、1月から3月までの実績のあるものは、その年度内		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	1月～12月末日		
支援上限額	回収量1キログラム当たり3円(ビン類は1本につき3円)を限度として予算の範囲内		
補助率	紙類・布類 3円/kg ビン類 3円/本		
申請方法	清掃事業課及び各地域振興局にて必要書類一式を揃えて申請		
申請書類の入手方法	市HPでのダウンロード	○	ダウンロード先 https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/go/mi-recycle/syuudann.html
	その他入手方法	清掃事業課、各地域振興局の窓口	
備考			

申請・問合せ先	清掃事業課(TEL:53-4418)
---------	--------------------

支援の種類	事業の名称 松阪市ごみ拾いボランティア用ごみ袋の無料配布	対象団体	
物的支援		住民自治協議会	自治会
担当課		○	○
清掃事業課			

目的(概要)	個人や家族、各種団体等が、市内の公共の場所において、無償で行うごみ拾いボランティア活動を支援し、市内の環境美化とボランティア活動の広がり機運の醸成を図ることを目的にごみ袋の無料配布を実施します。		
補助対象(条件)	<p>[配布条件]</p> <p>○無料配布の対象となるもの 道路、河川、通学路、池沼など、公共の場所の清掃や環境美化活動で出たごみ(プラスチック、ペットボトル、空き缶、ビン等) ※ただし、草刈り機等の除草作業に伴い発生した草はごみ袋無料配布の対象外です。</p> <p>○無料配布の対象とならないもの 家庭で出たごみ 会社等の清掃奉仕活動で出たごみ イベントやまつり等で出たごみ 市で主催する(予算化した)清掃活動で出たごみ</p>		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	<p>[配布枚数]</p> <p>1回のごみ拾いボランティアにつき、参加者1名に対し、原則として可燃用1枚・不燃用1枚を配布します。ただし、1名につき年間12枚を上限とします。</p>		
募集時期	通年		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	通年		
支援上限額	-		
補助率	-		
申請方法	下記の窓口にて名簿記入・受付 松阪市環境課、各地域振興局、清掃事業課、清掃施設課、住民自治協議会事務所(各地域振興局管内は除く)		
申請書類の入手方法	市HPでのダウンロード	×	ダウンロード先
	その他入手方法	-	
備考			

申請・問合せ先	清掃事業課(TEL:53-4470)
---------	--------------------

支援の種類
物的支援
担当課
清掃事業課

事業の名称
不法投棄禁止・持ち去り禁止看板の無料配布

対象団体	
住民自治協議会	自治会
	○

目的(概要)	地域への不法投棄を未然に防止するために、要望のある自治会に対し不法投棄禁止看板を必要数無料配布します。集積所のごみ持ち去りを未然に防止するため、要望のある自治会その他廃棄物集積所を集団で管理する者に対し持ち去り禁止看板を必要数無料配布します。		
補助対象(条件)	不法投棄禁止看板:地域に関連する自治会 持ち去り禁止看板:自治会その他廃棄物集積所を集団で管理する者		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	不法投棄禁止看板 持ち去り禁止看板		
募集時期	通年		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	通年		
支援上限額	-		
補助率	-		
申請方法	清掃事業課、清掃施設課、各地域振興局にて申請(申請用紙無し)		
申請書類の入手方法	市 HP での ダウンロード	×	ダウン ロード先
	その他 入手方法	-	
備考			

申請・問合せ先	清掃事業課(TEL:53-4470)
---------	--------------------

支援の種類
物的支援
担当課
清掃事業課

事業の名称
自治会清掃活動におけるごみ収集支援

対象団体	
住民自治協議会	自治会
○	○

目的(概要)	地域の生活環境向上のため、住民自治協議会及び自治会の地域清掃活動によって集められた多量のごみについて、収集依頼をいただいたものについて清掃事業課にて収集を行う。		
補助対象(条件)	住民自治協議会及び自治会の地域清掃活動によって集められた多量のごみ		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	ごみ収集支援(人員及び収集車両)		
募集時期	通年		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	通年		
支援上限額	-		
補助率	-		
申請方法	電話又は来庁いただき清掃事業課にて受付(申請用紙無し)		
申請書類の入手方法	市HPでの ダウンロード	×	ダウン ロード先
	その他 入手方法	-	
備考			

申請・問合せ先	清掃事業課(TEL:53-4470)
---------	--------------------

支援の種類
財政的支援
担当課
建設総務課

事業の名称
【松名瀬海岸】川と海のクリーン大作戦(保険加入)

対象団体	
住民自治協議会	自治会
○	○

目的(概要)	松名瀬海岸を清掃し、環境を保全する。		
補助対象(条件)	クリーン大作戦参加者全員		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	開催中保険加入。4,693 円(R6 年度実績)		
募集時期	10 月(広報・自治会へのチラシ)		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	10 月ごろに 1 日実施		
支援上限額			
補助率			
申請方法			
申請書類の入手方法	市 HP での ダウンロード	×	ダウン ロード先
	その他 入手方法	申請不要	
備考	保険料は、櫛田川祓川改修促進期成同盟会予算から執行。保険は市が参加者にかかる。 (住民自治協議会・自治会からの手続は不要)		

申請・問合せ先	建設総務課(TEL:53-4141)
---------	--------------------

支援の種類
物的支援
担当課
建設総務課

事業の名称
【松名瀬海岸】川と海のクリーン大作戦(物品貸し出し)

対象団体	
住民自治協議会	自治会
○	○

目的(概要)	松名瀬海岸を清掃し、環境を保全する。		
補助対象(条件)	クリーン大作戦参加者全員		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	ゴミばさみ、ゴミ袋		
募集時期	10月(広報・自治会へのチラシ)		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	10月ごろに1日実施		
支援上限額			
補助率			
申請方法			
申請書類の入手方法	市HPでのダウンロード	×	ダウンロード先
	その他入手方法	申請不要	
備考	ゴミばさみ・三重河川国道事務所榎田川出張所で市が借用し、現地へ市職員が持っていく。 ゴミ袋・榎田川祓川改修期成同盟会予算で購入。現地へ市職員が持っていく。(住民自治協議会・自治会がすることはない) 市職員も参加する。		

申請・問合せ先	建設総務課(TEL:53-4141)
---------	--------------------

支援の種類
物的支援
担当課
建設保全課

事業の名称
草刈作業に伴う物品の提供及び貸出し (河川・排水路・道路)

対象団体	
住民自治協議会	自治会
○	○

目的(概要)	松阪市が管理する河川、排水路、道路において、地元団体が草刈作業で使用できる物品の提供及び貸出し。		
補助対象(条件)	<p>(ご利用いただける方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民自治協議会、自治会、老人会、育成会、水利組合、市民団体及びこれに準ずる既存団体。 ※民間企業等への貸し出しは行っていません。 <p>(貸出区域)</p> <p>市内</p> <p>(申請期間)</p> <p>特に指定なし</p> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県若しくは市の他の制度においての草刈り作業を受けた場合、物品の購入に対する補助金等の交付を受けた場合、又は契約により草刈り作業を実施する場合は、物品の提供及び貸出しの対象となりません。 ・貸出し物品は、松阪市の業務に支障のない範囲とし、緊急時に必要となった場合には地元団体に返却を求めることがあります。 		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	<p>(凡例：【品物】数量上限)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【草刈り機の替刃】 上限5枚 ・【ごみ袋】 上限200枚(袋の色、容量の種類は問わない) ・【軍手】 上限24双 ・【混合ガソリン】 上限10ℓ ・【カラーコーン】 (注意)貸出数量については要相談 ・【注意看板】 (注意)貸出数量については要相談 ・【飛散防止ネット】 (注意)貸出数量については要相談 		
募集時期	通年(上限の数量に達するまで、同一年度内に何度も申請が可能)		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	毎年4月1日以降の提供・貸出しの可否決定後～翌年3月31日まで		
支援上限額	無料		
補助率	-		
申請方法	<p>提出書類：草刈作業物提供・貸出し申請書、作業範囲が分かる位置図(必須)及び写真(任意)</p> <p>提出先：建設保全課</p> <p>提出方法：窓口、FAX、メール、郵送(作業日の7日前までに提出) 作業後すみやかに貸出し物品を返却し、草刈作業完了報告書に完了後の写真を添付して提出。</p>		
申請書類の入手方法	市HPでの ダウンロード	○	ダウンロード先 https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/42/ku_sakari.html
	その他 入手方法	各管内担当の窓口	
備考	・令和5年度から制度を開始		

申請・問合せ先	<p>【本庁管内】建設保全課 (TEL:53-4152)</p> <p>【嬉野・三雲管内】北部建設保全事務所 (TEL:48-3042)</p> <p>【飯南・飯高管内】西部建設保全事務所 (TEL:46-7125)</p>
---------	--

支援の種類	事業の名称 草刈作業に伴う物品の提供（都市公園）	対象団体	
物的支援		住民自治協議会	自治会
担当課		○	○
土木課			

目的（概要）	住民自治協議会や自治会等が実施する都市公園の草刈作業を支援するため、作業において使用できる物品の提供。		
補助対象（条件）	（ご利用いただける方） 住民自治協議会、自治会、老人会、育成会、市民団体及びこれに準ずる既存団体。 ※民間企業等への提供は行っていません。 （対象区域） 市内 （申請期間） 特になし （注意事項） 国、県若しくは市の他の制度において草刈作業に伴う物品の提供を受けた場合、物品の購入に対する補助金等の交付を受けた場合、又は契約により草刈作業を実施する場合は、物品の提供の対象となりません。		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	・【草刈機の刃】 上限5枚／団体／年度 ・【ごみ袋】 上限200枚（袋の色、容量の種類は問わない）／団体／年度 ・【軍手】 上限24双／団体／年度 ・【混合ガソリン】 上限10L／団体／年度		
募集時期	通年		
事業実施期間 （利用決定後の制度 適用期間）	毎年4月1日以降の提供の可否決定後～翌年3月31日まで		
支援上限	無料（年間を通じて、提供可能数の上限が設定されています。）		
補助率	-		
申請方法	・提出書類：草刈作業物品提供申請書 ・提出先：本庁管内：土木課 北部管内：北部建設保全事務所 西部管内：西部建設保全事務所 ・提出方法：窓口、FAX、メール、郵送（作業日の7日前までに提出）		
申請書類の入手方法	市HPでの ダウンロード	○	ダウンロード先 https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/42/kusakari.html
	その他 入手方法	各管内担当の窓口	
備考			

申請・問合せ先	【本庁管内】 土木課（53-4167） 【嬉野・三雲管内】 北部建設保全事務所（48-3042） 【飯南・飯高管内】 西部建設保全事務所（46-7125）
---------	---

支援の種類	事業の名称 有害鳥獣防護柵設置補助金	対象団体	
財政的支援		住民自治協議会	自治会
担当課			
農水振興課			○

目的(概要)	国の事業を活用して設置した防護柵について、その修繕にかかる資材費の経費に対し、補助金を交付する。		
補助対象(条件)	(ご利用いただける方) 国の事業を活用して設置した防護柵を管理している自治会 (申請限度) 1 自治会につき年度内 1 回 (注意事項) ・松阪市からの交付決定前に購入された資材は補助対象外		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	(対象経費) 電気柵、金網などの防護柵の設置に係る資材費(個人間の資材の譲り受け等による売買や、工事費等は対象外)		
募集時期	通年		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	毎年4月1日以降の交付決定後～翌年3月31日まで (予算の範囲内)		
支援上限額	交付限度額 50,000 円以内		
補助率	資材費の 2 分の 1 1,000 円未満切り捨て		
申請方法	提出書類:①松阪市有害鳥獣防護柵設置等補助金交付申請書、②松阪市有害鳥獣防護柵設置等補助金事業計画書、③着工前(修繕箇所)の写真、④位置図 提出先:農水振興課 提出方法:窓口に提出		
申請書類の入手方法	市 HP での ダウンロード	○	ダウンロード先 https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/32/bougosaku-henkou.html
	その他 入手方法	各管内担当の窓口	
備考			

申請・問合せ先	【本庁管内】農水振興課農山村係(TEL:53-4192) 【嬉野・三雲管内】北部農林水産事務所(TEL:48-3818) 【飯南・飯高管内】西部農林水産事務所(TEL:46-7114)
---------	--

支援の種類	事業の名称 特定有害鳥獣(ニホンザル)対策事業費	対象団体	
物的支援		住民自治協議会	自治会
担当課			
農水振興課			○

目的(概要)	特定有害鳥獣(ニホンザル)による農作物の被害軽減を最小限に抑えるため、サル追払用煙火を支給し、集落ぐるみで追い払いを行うことにより、群れが集落に居づらい環境づくりができる。		
補助対象(条件)	(ご利用いただける方) サルの被害のある自治会 (配布区域) 市内(サル被害のある集落) (注意事項) ・配布花火を使い切った時点で、その効果について完了報告書を提出 ・支給対象の追い払い用具は、火薬取締法により1日200本以上使用する場合は、事前に三重県の許可が必要		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	(支援物品)	・ロケット花火(音有) ※1申請につき100本上限 ・T-3 ※1申請につき20本上限 ・ホルダー	
募集時期	通年		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	毎年4月1日以降の交付決定後～翌年3月31日まで (予算の範囲内)		
支援上限額			
補助率	-		
申請方法	サルによる被害状況、希望本数を記入した配布申請書(様式1)を農水振興課に提出		
申請書類の入手方法	市HPでの ダウンロード	×	ダウン ロード先
	その他 入手方法	各管内担当の窓口	
備考			

申請・問合せ先	【本庁管内】農水振興課農山村係(TEL:53-4192) 【嬉野・三雲管内】北部農林水産事務所(TEL:48-3818) 【飯南・飯高管内】西部農林水産事務所(TEL:46-7114)
---------	--

支援の種類	事業の名称				対象団体	
	農業農村整備支援用原材料等支給				住民自治協議会	自治会
					○	○
					農村整備課	
目的(概要)	地域住民自らが、農業用施設の改良若しくは補修、小規模災害の復旧又は農村集落の環境整備を行うことにより、農業の復興と農村集落の活性化を図る。					
補助対象(条件)	(支給対象者) 自治会、農家組合、土地改良区、用水組合、その他市長が必要と認める団体 (支給対象区域) 農道、農業用排水路					
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	農業用施設の改良若しくは補修、小規模災害の復旧に係る資材及び重機リース (凡例:品物) ・【資材・土砂類】砕石・山土・山砂・川砂・単位砕石 ・【資材・生コンクリート】生コンクリート ・【資材・コンクリート二次製品】U字溝・U字溝蓋 ・【資材・塩ビ管】塩ビ管・継ぎ手 ・【資材・木材】丸太杭・合板 ・【資材・アスファルト】アスファルト合材・レミファルト(常温合材) ・【資材・その他諸資材】防草シート・セメント・土嚢袋・鉄筋 ・【リース・バックホー】バックホー ・【リース・運搬用車両】軽ダンプ・ダンプトラック ・【リース・その他】水中ポンプ・発電機					
募集時期	通年					
事業実施期間(利用決定後の制度適用期間)	毎年4月1日以降の交付決定後～翌年3月31日まで					
支援上限額	1団体、年間40万円					
補助率	-					
申請方法	提出書類:松阪市農業農村整備支援用原材料支給等支給申請書・必要書類 提出先:農村整備課 提出方法:窓口へ提出					
申請書類の入手方法	市HPでのダウンロード	○	ダウンロード先	https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/34/genzai.html		
	その他入手方法	農村整備課の窓口				
備考						
申請・問合せ先	【本庁管内】農村整備課(TEL:53-4126) 【嬉野・三雲管内】北部農林水産事務所(TEL:48-3818) 【飯南・飯高管内】西部農林水産事務所(TEL:46-7114)					

支援の種類
財政的支援
担当課
農村整備課

事業の名称
小規模土地改良事業補助金

対象団体	
住民自治協議会	自治会
○	○

目的(概要)	<p>公共用地に設けられた農家団体自らが管理する土地改良施設において、経年劣化による破損や機器類の故障等により突発的に生じた機能不全が原因として生じる重大な営農被害や農業外の事故等の緊急対策として、農家団体自らが事業主体となり、その土地改良施設の修繕、改修を行う工事に要する経費の一部を補助することにより、農業経営の安定と施設維持管理経費の負担軽減を図る。</p> <p>(原則として、市単土地改良事業では時間的に間に合わない緊急性の高い改修工事を対象とする。)</p>		
補助対象(条件)	<p>(対象施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水施設、農業用道路、その他農用地を保全又は利用する上で必要な施設 <p>※農業用排水施設や農業用道路等の修繕には受益戸数が2戸以上必要です。</p>		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、土地改良施設の改良及び補修事業等に要する経費とし、公益的事業に直結しない経費については、補助対象外とする。 ・補助対象経費の10分の3に相当する額(当該額が90万円を超える場合は90万円となる。) 		
募集時期	通年		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	年度単位		
支援上限額	-		
補助率	補助対象経費の30%に相当する額(上限90万円)		
申請方法	<p>提出書類:松阪市小規模土地改良事業交付補助金・必要書類</p> <p>提出先:農村整備課</p> <p>提出方法:窓口へ提出</p>		
申請書類の入手方法	市HPでのダウンロード	×	ダウンロード先
	その他入手方法	農村整備課の窓口	
備考			

申請・問合せ先	<p>【本庁管内】農村整備課(TEL:53-4126)</p> <p>【嬉野・三雲管内】北部農林水産事務所(TEL:48-3818)</p> <p>【飯南・飯高管内】西部農林水産事務所(TEL:46-7114)</p>
---------	---

支援の種類	事業の名称 松阪市歴史的まちなみ等修景整備事業補助金	対象団体	
財政的支援		住民自治協議会	自治会
担当課			
都市計画課			○

目的(概要)	城下町や街道沿いを中心に培われた歴史的まちなみ景観や地域の風土により形成されてきた文化的な景観を市民全体の資産として、修景整備及び外観等の伝統的意匠を維持、保全するために要する費用の一部を補助する。		
補助対象(条件)	(ご利用いただける方) 松阪市景観計画に規定する景観重点地区(以下「重点地区」という)における自治会及びまちなみ保存委員会等 (補助対象) 重点地区内(通り本町・魚町一丁目周辺地区、市場庄地区、松坂城跡周辺地区、中万地区)の建造物の外観を景観形成基準(修景基準)に適合した、外観等の伝統的意匠を継承する修繕又は維持、保全に係る原材料費。 (申請の制限) 申請は、各重点地区で年度内1回に限る。毎年申請可能。		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	修繕又は維持、保全に係る原材料費		
募集時期	通年		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	通年		
支援上限額	5万円		
補助率	2分の1		
申請方法	提出書類:松阪市歴史的まちなみ等修景整備事業補助金申請書・必要書類 提出先:都市計画課 提出方法:窓口または郵送		
申請書類の入手方法	市HPでのダウンロード	○	ダウンロード先 https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/to-shikeikaku/keikan-hojyo.html
	その他入手方法	都市計画課の窓口	
備考			

申請・問合せ先	都市計画課(TEL:53-4166)
---------	--------------------

支援の種類
物的支援
担当課
高齢者支援課

事業の名称
敬老事業用名簿提供

対象団体	
住民自治協議会	自治会
○	

目的(概要)	住民自治協議会や自治会等で行う敬老事業に必要な情報として、当該住民自治協議会管内に住民票をおく高齢者の名簿を提供する。		
補助対象(条件)	(依頼できる方) ・住民自治協議会 (提供できる名簿の範囲) ・当該住民自治協議会に属する地域の高齢者の名簿		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	【支援物品】 住民基本台帳システムから打ち出した高齢者名簿を提供する。 記載内容 ・氏名、カナ氏名 ・住所、字名 ・生年月日、年齢 ・性別		
募集時期	通年		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	通年		
支援上限額	無料で提供		
補助率	-		
申請方法	所定の敬老事業用名簿提供依頼書を高齢者支援課へ提出		
申請書類の入手方法	市 HP での ダウンロード	×	ダウン ロード先
	その他 入手方法	高齢者支援課の窓口、またはデータでの送付	
備考			

申請・問合せ先	高齢者支援課(TEL:53-4069)
---------	---------------------

支援の種類	事業の名称 学童期の子どもたちへの料理教室	対象団体	
物的支援		住民自治協議会	自治会
担当課		○	
健康づくり課			

目的(概要)	学童期の児童が調理実習を通して、健康づくりに関心を持ってもらうことを目的としている。		
補助対象(条件)	住民自治協議会が行う「子ども料理教室」に健康講話、調理実習、レシピの提供などを行っている。地区によっては、食生活改善推進員さんも共同で行っている。		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	保健師、管理栄養士		
募集時期	通年		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	随時		
支援上限額	無料		
補助率	-		
申請方法	地区担当保健師と随時相談		
申請書類の入手方法	市 HP での ダウンロード	×	ダウン ロード先
	その他 入手方法	-	
備考	全地区で、年度末または年度はじめに年間活動の打ち合わせを実施。		

申請・問合せ先	健康づくり課 保健予防係 (TEL:31-1212)
---------	----------------------------

支援の種類
物的支援
担当課
健康づくり課

事業の名称
健康づくりお届け便

対象団体	
住民自治協議会	自治会
○	

目的(概要)	地区住民が主体のもと、住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせるよう、「健康なまちづくり活動」を推進する。		
補助対象(条件)	<p>第3次健康づくり計画の重点目標の推進をするため、「健康づくりお届け便(講座開催案内)」を住民自治協議会に提示し、それぞれの地区に応じた健康づくり活動を地区担当保健師が住民自治協議会と協議し、職員が講話を行う。</p> <p>テーマ1:『健康応援プロジェクト～血管を守ろう～』</p> <p>①おいしくバランスよく食べよう</p> <p>②毎日カラダを動かそう+10</p> <p>③自分に合った健康管理をしよう</p> <p>テーマ2:『松阪市健康カルテ・地区カルテから地域を知ろう』</p> <p>テーマ3:『正しい知識でカラダを守ろう』</p> <p>その他：公民館たより等への健康づくりに関する記事の提供</p> <p>※地域からの要望に応じてメニューは調整可</p>		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	保健師、管理栄養士、歯科衛生士		
募集時期	通年		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	随時		
支援上限額	無料		
補助率	-		
申請方法	地区担当保健師と随時相談		
申請書類の入手方法	市 HP での ダウンロード	×	ダウン ロード先
	その他 入手方法	-	
備考	全地区で、年度末または年度はじめに年間活動の打ち合わせを実施。		

申請・問合せ先	健康づくり課 保健予防係 (TEL:31-1212)
---------	----------------------------

支援の種類
物的支援
担当課
健康づくり課

事業の名称
「健康カルテ(地区毎の健康データのまとめ)」を活用した 保健事業の展開

対象団体	
住民自治協議会	自治会
○	

目的(概要)	地区住民にお住いの地区の人口や健康データを知っていただき、健康づくりの大切さや認識を深め、地区での主体的な活動を支援する。		
補助対象(条件)	地区毎の健康データをまとめた「健康カルテ」を作成し、担当保健師から住民自治協議会に説明を行い、地区の現状や健康課題の共有を行う。「健康カルテ」を活用し、それぞれの地区に応じた健康づくり活動が展開できるよう地区担当保健師が住民自治協議会と協議し支援している。		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	保健師		
募集時期	通年		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	全地区で、年度末または年度はじめに実施。		
支援上限額	無料		
補助率	-		
申請方法	地区担当保健師と随時相談		
申請書類の入手方法	市HPでの ダウンロード	×	ダウン ロード先
	その他 入手方法	-	
備考	全地区で、年度末または年度はじめに年間活動の打ち合わせを実施。		

申請・問合せ先	健康づくり課 保健予防係 (TEL:31-1212)
---------	----------------------------

支援の種類	事業の名称 市内で開催するイベント等での AED の貸出し	対象団体	
物的支援		住民自治協議会	自治会
担当課		○	○
健康づくり課			

目的(概要)	多くの市民が参加する催物等の主催者に対し、AED(自動体外式除細動器)の貸出しを行い、参加者が心肺停止状態に陥った際に早期に救命措置を行うことにより、市民の安全と安心の確保を図る。		
補助対象(条件)	以下の全てに該当する場合に貸出しをする。 ・主に市民を対象とし、市内で開催されるイベント等。 ・AED の貸出しを受けようとする方は、イベント等を主催する団体であること。 ・イベント等の開催期間を通して、医師又は普通救命講習、上級救命講習その他これに類する講習を修了した方が、会場にいること。		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	AED(自動体外式除細動器)		
募集時期	通年		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	イベント等の開催される期間及びその前後の期間5日以内とし、貸出し台数は1イベント等につき1台。		
支援上限額	無料		
補助率	-		
申請方法	貸出しを受けようとする日の2か月前から当日までに「自動体外式除細動器(AED)貸出申請書(様式第1号)」を健康づくり課地域医療係へ提出。 現在、ロゴフォーム(インターネット)での申請手続きができるよう調整中(10月までに開始予定)。		
申請書類の入手方法	市 HP でのダウンロード	○	ダウンロード先 https://www.city.matsusaka.mie.jp/uploaded/attachment/38662.doc
	その他入手方法	-	
備考			

申請・問合せ先	健康づくり課 地域医療係 (TEL:23-1364)
---------	----------------------------

支援の種類
物的支援
担当課
こども家庭センター

事業の名称
母子健康教育

対象団体	
住民自治協議会	自治会
○	

目的(概要)	乳幼児期からの発達や発育、健康管理や栄養に関する知識を得ることにより、子育ての悩みの解消を支援します。また、住み慣れた地域で同じ子育て期を過ごす保護者同士の交流の場とします。		
補助対象(条件)	住民自治協議会が行う子育て教室に、講話や手遊びの提供などを行う。		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	保健師、管理栄養士		
募集時期	通年		
事業実施期間 (利用決定後の制度適用期間)	随時		
支援上限額	無料		
補助率	-		
申請方法	地区担当保健師と随時相談		
申請書類の入手方法	市 HP でのダウンロード	×	ダウンロード先 -
	その他入手方法	-	
備考	各地区で、年度末または年度初めに年間活動の打ち合わせを実施。		

申請・問合せ先	こども家庭センター(TEL:20-8087)
---------	------------------------

支援の種類	事業の名称 体育備品貸出し	対象団体	
物的支援		住民自治協議会	自治会
担当課		○	○
スポーツ課			

目的(概要)	住民自治協議会や自治会等の団体で行うレクリエーション、スポーツイベントなどに使用できる物品の貸出し。		
補助対象(条件)	(ご利用いただける方) 市内在住・在勤の方。 (注意事項) 使用後は備品の汚れをきれいに掃除し、すみやかに返却してください。 紛失、損傷した場合は弁償。		
【財政的支援の場合】 支援対象経費 【物的支援の場合】 支援物品	・グラウンドゴルフセット(スティック6本・ボール6個入り) 15 セット ホールポスト・旗・マットセット(4ホール1袋) 8袋 スタートマット 12枚 ・CCリング 5セット ・インディアカ 7本 ・ティーボール 1セット ・キンボール 1セット ・テント大 1張 ・コーン 40個程度 ・ゼッケン 2000 枚程度(欠番あり) ・シャフルボードセット 2セット		
募集時期	通年		
事業実施期間 (利用決定後の制度 適用期間)	借用申請書の借用期間		
支援上限額	無料		
補助率	-		
申請方法	・スポーツ課へ備品の空き状況を確認後、体育備品借用申請書をスポーツ課へ提出		
申請書類の入手方法	市HPでの ダウンロード	○	ダウンロード先 https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/sports/16.html
	その他 入手方法	スポーツ課窓口	
備考			

申請・問合せ先	スポーツ課スポーツ係(TEL:53-4402)
---------	-------------------------

<作成>

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

松阪市役所 企画振興部 地域づくり連携課

TEL 0598-53-4324

FAX 0598-26-4035

E-mail commu.div@city.matsusaka.mie.jp